

2022年3月23日

各位

会 社 名 昭和ホールディングス株式会社 代表者名 代表取締役社長兼最高経営責任者 此下 竜矢 (コード番号 5103 東証第二部) 問合せ先 取締役兼最高執行責任者兼 最高財務責任者 庄司 友彦 (TEL. 04-7131-0181)

当社(監査等委員会である取締役を除く)取締役の 地位確認に関する仮処分申立の進行について

2021年6月25日(金)に開催した当社第120回定時株主総会において、当社が提案する(監査等委員会である取締役を除く)取締役の選任議案(現任取締役6名の再任)に対し、株主から動議が提起されましたが、当社は、当該定時株主総会では取締役の選任を行うための議決権定足数を充たしていないこと、動議が不適法であったことから、当該動議は採択いたしませんでした。これに関連し、当社の(監査等委員会である取締役を除く)取締役の地位を確認する仮処分命令申立てを裁判所に提起しておりますのでお知らせいたします。また、上記動議によって取締役候補者とされた者ら(以下「動議対象者」といいます。)からも、当社の取締役の地位を確認する仮処分命令申立てを裁判所に提起しておりますので、合わせてお知らせいたします。

なお、なお当該株主総会については、当社監査等委員会からは、当社2021年7月 15日付「当社監査等委員会による第120回定時株主総会における議決権及び運営に 関する調査結果に関するお知らせ」における調査報告書に詳しく調査結果が公表さ れております。この中においては上記動議提出や動議提出者の株主としての資格に ついて株主提案として極めて問題があると指摘しており、当社の仮処分命令申し立 てにおける主張と意見を同じくしております。

http://www.showa-holdings.co.jp/ir/irfile/sh20210715.pdf

1. 仮処分の内容

- ① 当社から動議対象者に対する仮処分命令申立て
 - (1) 提起した裁判所 千葉地方裁判所松戸支部
 - (2) 提起日 2021年7月7日(水)
 - (3) 申立の主な内容

動議で提案された(監査等委員会である取締役を除く)取締役6名 (ニコラス・ジェームズ・グロノウ、細野敦、外国人個人2名、個人1 名)が取締役でないことの確認(注)

(注) ニコラス・ジェームズ・グロノウ、細野敦については、2021年

6月25日株主総会に基づく取締役の地位にないことの確認

- ② 動議対象者から当社に対する仮処分命令申立て
- (1) 提起した裁判所 千葉地方裁判所松戸支部
- (2) 提起日 2021年7月27日 (火)
- (3) 申立の主な内容
 - ●当社の提案する(監査等委員会である取締役を除く)取締役4名 (此下竜矢、庄司友彦、渡辺正、戸谷雅美)が取締役ではないことの 確認
 - ②動議で提案された(監査等委員会である取締役を除く)取締役6名 (ニコラス・ジェームズ・グロノウ、細野敦、外国人個人2名、個人1 名)が取締役であることの確認
 - ❸現取締役の内、此下竜矢、庄司友彦、渡辺正、戸谷雅美が、取締役として職務執行することの停止及び職務代行者の選任

2. 経緯

当社は、2021年6月25日(金)に当社第120回定時株主総会を開催しております。当該定時株主総会では、A.P.F. Group Co., LTD(以下、「APFG」)の代理人を称する株主A(明日香野ホールディングス代表取締役)が出席しておりました。

しかし、当社株主名簿には、APFGの記載がない上、A氏の持参したAPFGの委任状につきましては、議決権行使書や印鑑証明の提示はなく、その他提出された書類からもAPFGから真正に委任を受けたものとは確認できなかった等の事情により、当社株主総会で議決権行使を認めることはできませんでした。

A氏は、当該株主総会において、(監査等委員会を除く)取締役選任議案について、当社の提案とは別に、外国人2名、日本人1名、ニコラス・ジェームズ・グロノウ氏(当社現任取締役)、細野敦氏(当社現任取締役)の6名を(監査等委員会である取締役を除く)取締役とする動議を行い、自身が50%以上の株主権を有している旨主張し、議長による議事進行を妨害した上で、(当社提案でない)新たな取締役を決定し、株主総会を閉会する旨の発言を行いました。当社としては、株主総会の運営上かかる行動は法的に認められないと認識しており、その後議長により議事進行が行われ、議決権定足数の不足により株主総会を一時中断し、継続会を行うこととして散会しております。

(当社定時株主総会での態様については、当社が2021年7月15日付で公表している「当社監査等委員会による第120回定時株主総会における議決権及び運営に関する調査結果に関するお知らせ」第3章をご参照ください。)

本件につきましては、上場会社として重要な事案でありますので、2021年6月28日付「当社監査等委員会による第120回定時株主総会における議決権及び運営に関する調査の実施について」及び2021年6月20日付「当社実質株主

の確認について」にて公表したとおり、社内での調査を進める共に、動議で提案された取締役については、取締役でないことの確認を求める2021年7月7日に仮処分命令申立を行いました。かかる申立てが、上記1.①の申立てとなります。

その後、2021年7月27日に、動議対象者が、当社に対して、上記1.**②**の申立てを行いました。

現在、上記1.①の申立ての内、日本人3名に関する部分及び上記1.②が並行して審理されています。

なお、上記1. ①の申立ての内、日本に住居所を有していない外国人3名については、未だ申立書の送達が完了しておらず、これらの者に対しては、審理が開始できない状況にあります。これは、上記1. ②の代理人が、自らは外国人3名の代理人として申立てをしておきながら、当社の申立てについては、外国人3名の代理人として申立書を受領することを拒絶したことに起因しております。現在、外国送達に向けた手続を進めております。

3. 今後の対応について

当社といたしましては、正しい裁判結果が得られるよう粛々と対応を進めて 参ります。本件仮処分申立てについて、今後進捗がありましたら適時ご報告 いたします。

株主の皆様、投資家の皆様には大変ご心配をおかけして誠に申し訳ございませんが何卒ご理解いただけますようよろしくお願い申し上げます。

以上